

第1章 総則

1.1 目的

本マニュアルは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等及び石綿含有廃棄物について、その適正な処理を確保するために行わなければならない事項等を、廃棄物処理法及びその政省令等に基づいて具体的に解説することにより、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

【解説】

注) 本マニュアルでは、以下の略号を用いた。

法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

規則: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)

基準省令: 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）

平成 3 年 10 月に改正された廃棄物処理法が平成 4 年 7 月から施行されたが、同法施行令により、一定の事業活動に伴って生ずる廃石綿等は特別管理産業廃棄物として指定され、通常の産業廃棄物とは異なる規制をうけることになった。また、平成 18 年 10 月の廃棄物処理法施行令の改正により、石綿含有廃棄物に係る収集、運搬、処分等の処理基準が、平成 22 年 12 月の同令の改正により、廃石綿等の埋立処分基準がそれぞれ強化された。

本マニュアルは、廃棄物処理法に基づいて廃石綿等及び石綿含有廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うために必要な具体的事項を順を追って解説したものである。本マニュアルは、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の排出事業者のほか、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理について排出事業者等から委託を受ける収集・運搬業者及び処分業者等を対象とする。

なお、今後廃石綿等及び石綿含有廃棄物について新しい知見が集積された段階で、必要に応じて適宜、適切に見直すこととする。

1. 廃棄物の分類

- (1) 廃棄物処理法では、廃棄物は20種類の産業廃棄物と、それ以外の廃棄物である一般廃棄物に区分され、産業廃棄物と一般廃棄物はそれぞれ特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）とそれ以外のものに区分されている。

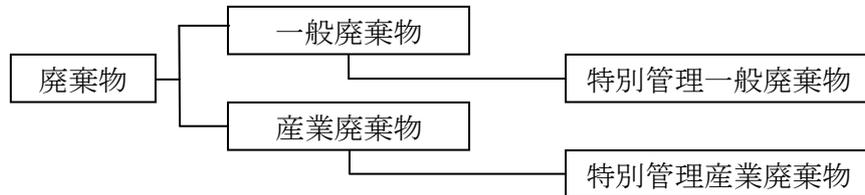


図 1-1 廃棄物の分類

- (2) 一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれ次のような廃棄物である。

① 一般廃棄物・・・産業廃棄物以外の廃棄物

② 産業廃棄物・・・事業活動に伴って生じた廃棄物のうち以下のもの

- a. 燃え殻
- b. 汚泥
- c. 廃油
- d. 廃酸
- e. 廃アルカリ
- f. 廃プラスチック類
- g. 紙くず※
- h. 木くず※
- i. 繊維くず※
- j. 動植物性残さ※
- k. 動物系固形不要物※
- l. ゴムくず
- m. 金属くず
- n. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- o. 鋳さい
- p. がれき類
- q. 動物のふん尿※
- r. 動物の死体※
- s. ばいじん
- t. a. ～ s. を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

※業種等が限定されているもの

- (3) 一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で指定されたものが特別管理廃棄物であり、廃石綿等は特別管理産業廃棄物に該当する。

2. 廃棄物の処理体系

(1) 廃棄物の処理体系

廃棄物の処理とは、廃棄物が発生してから最終的に処分されるまでの行為、すなわち、廃棄物の「分別」、「保管」、「収集」、「運搬」、「再生」、「処分」等の一連の行為をいう。

また、この「処分」には、廃棄物を物理的、化学的、生物学的な方法により無害化、安定化又は減量化させる「中間処理」と、最終的に自然界に還元する「最終処分」とがある。なお、最終処分には「埋立処分」と「海洋投入処分」に加え、「再生」がある。

廃棄物を処理する場合には、廃棄物の区分に応じて、それぞれの処理基準に従って行わなければならない。特別管理産業廃棄物については、通常の産業廃棄物に適用される処理基準に比べて強化された内容の特別管理産業廃棄物処理基準が適用される。

(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ② 事業者はその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を自ら処理しない場合には都道府県知事又は廃棄物処理法の政令市の長の許可を受けた産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者に処理を委託することができる。

1.2 定義

1.2.1 石綿含有廃棄物等の定義

「石綿含有廃棄物等」とは、「廃石綿等」及び「石綿含有廃棄物」のことを示す。「廃石綿等」及び「石綿含有廃棄物」の定義の詳細は、以下に示すとおりである。

1.2.1.1 廃石綿等の定義

廃石綿等とは、次に掲げる①～⑤をいう。

- ① 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
- ② 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
 - イ. 石綿保温材
 - ロ. けいそう土保温材
 - ハ. パーライト保温材
 - ニ. 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- ④ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ⑤ 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

(参)規則第1条の2第7項

【解説】

1. 本文①の「石綿を吹き付けられたもの」とは、大気汚染防止法施行令第3条の3でいう「吹付け石綿」と同義であり、石綿含有吹付け材と表現されることもあるが、本マニュアルでは、以下「吹付け石綿」と表記する。「吹付け石綿」には、石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材を含む（表 1-1 参照）。
2. 本文②に該当する保温材、断熱材及び耐火被覆材の具体例を表 1-1 に示す。
本文②ニの「同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材」については、密度が 0.5g/cm^3 以下のものであって、軽く接触したり、気流があったりするだけで、材料に含まれる石綿が空气中に飛散するおそれのあるもので、粉体状のもの、若しくは感覚的には手で容易にもみほぐすることができるものが相当する。これに該当するものであって、本文にない保温材としてけい酸カルシウム保温材等がある。また、密度が 0.5g/cm^3 以下であって、石綿が著しく飛散するおそれのある断熱材、耐火被覆材についても同様に扱うこととする。

表 1-1 廃石綿等に該当する石綿建材の具体例

区分	石綿建材の具体例	製造期間	密度 (g/cm ³)
吹付け石綿	吹付け石綿	—	—
	石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)	—	—
	石綿含有ひる石吹付け材	—	—
	石綿含有パーライト吹付け材	—	—
保温材	石綿保温材	1914～1980	0.3 以下
	けいそう土保温材	1890～1974	0.5 以下
	パーライト保温材	1961～1980	0.2 以下
	けい酸カルシウム保温材	1951～1980	0.22 以下
	水練り保温材	～1988	—
断熱材	屋根用折版裏石綿断熱材	～1989	0.5 以下
	煙突石綿断熱材	～1988	
耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板	～1978	0.5 以下
	石綿含有けい酸カルシウム板第二種	～1999	
	石綿含有耐火被覆塗り材	—	

3. 本文③の「その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの」としては、
- (1) 負圧・除じん装置に使用したフィルタ（超高性能微粒子エアフィルタ（HEPAフィルタ）を含む）
 - (2) 特殊保護衣、靴カバー
 - (3) 室内掃除用スポンジ等
- がある。

4. 石綿建材除去事業により発生する廃石綿等の具体例を表 1-2 に示す。

表 1-2 石綿建材除去事業により発生する廃石綿等の具体例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 吹付け石綿除去物 ● 保温材、断熱材及び耐火被覆材除去物 ● 隔離シート ● 防じんマスクのフィルタ ● 負圧・除じん装置に使用したフィルタ（超高性能微粒子エアフィルタ（HEPAフィルタ）を含む） ● 特殊保護衣、靴カバー ● 室内掃除用スポンジ |
|---|

5. 本文④の集じん施設には、ろ過式集じん装置（バグフィルタ）、遠心式集じん装置（サイクロン）、電気集じん装置等がある。

6. 本文⑤の「その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの」としては、(1) 石綿空袋、(2) 石綿に汚染された作業衣等がある。

7. 大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定する「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で石綿を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるものであって、次の施設をいう。

表 1-3 大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定する特定粉じん発生施設

解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
混合機	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
紡織用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
研磨機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
切削用機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
穿孔機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。

注) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

特定粉じん発生施設において生じる廃石綿等の具体例を表 1-4 に示す。

表 1-4 特定粉じん発生施設において生じる廃石綿等の具体例

- 集じん粉
- 防じんマスクのフィルタ
- 集じんフィルタ
- 石綿空袋
- 石綿に汚染された作業衣

1.2.1.2 石綿含有廃棄物の定義

石綿含有廃棄物とは、次に掲げる①及び②をいう。

① 石綿含有一般廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

(参)規則第1条の3の3

② 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

(参)規則第7条の2の3

【解説】

石綿含有廃棄物は、以下に示す石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物となったものをいう。

石綿含有成形板とは、セメント、けい酸カルシウム等の原料に、石綿を補強繊維として混合し、成形されたもののうち、石綿含有率が0.1重量%を超えるものをいう。

石綿含有成形板では繊維強化セメント板（JIS A 5430⁻²⁰⁰¹）が種類も多く、建築用に広く使用されてきており、石綿含有スレート（波板、ボード）、石綿含有パーライト板、石綿含有けい酸カルシウム板、石綿含有スラグ石膏板がそれに相当する。

この他、石綿含有窯業系サイディング（JIS A 5422⁻²⁰⁰²）、石綿含有パルプセメント板（JIS A 5414⁻¹⁹⁹³）、石綿含有住宅屋根用化粧スレート（JIS A 5423⁻²⁰⁰⁰）、石綿含有セメント円筒等（JIS A 5405⁻¹⁹⁸²）がある。また、石綿含有スレート・木毛セメント積層板（JIS A 5426⁻¹⁹⁹⁵）のように石綿含有成形板との複合板等もある。

なお、これらの石綿含有成形板が廃棄物となったものは、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（がれき類）（令第2条第9号）又は「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（令第2条第7号）に該当する。

1.2.2 その他の用語の定義

石綿含有廃棄物等以外で、本マニュアルで使用する主な用語の定義を以下に示す。

① 石綿建材除去事業

石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。

なお、大気汚染防止法第2条第12項でいう特定建築材料を除去する事業（特定粉じん排出等作業）と同義である。

石綿建材除去事業により除去された石綿建材は、廃石綿等に該当する。

② 石綿含有成形板等除去事業

石綿含有成形板等除去事業とは、工作物から、石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル等を除去する事業をいう。

石綿含有成形板等除去事業により除去された石綿含有成形板等は、石綿含有廃棄物に該当する。

③ 排出者

石綿含有廃棄物等を排出する者をいう。

④ 排出事業者

石綿含有廃棄物等を排出する事業者をいう。建築物や工作物の新築、改築又は除去を行う工事等では、原則として発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）が該当する。

⑤ 発注者

建築物又は工作物の所有者又は管理者であって、建築物や工作物の新築、改築又は除去を行う工事等を他の者から請け負わないで発注する者をいう。

⑥ 処理業者

廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を取得している者をいう。

⑦ 処理

廃棄物の分別、保管、収集運搬、再生、処分等をいう。

⑧ 処分

廃棄物の中間処理及び最終処分をいう。中間処理とは、減量化、減容化、安定化、無害化等を目的として行う処理をいい、最終処分とは埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。

1.3 処理フロー

廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フローは、図 1-2 に示すとおりである。

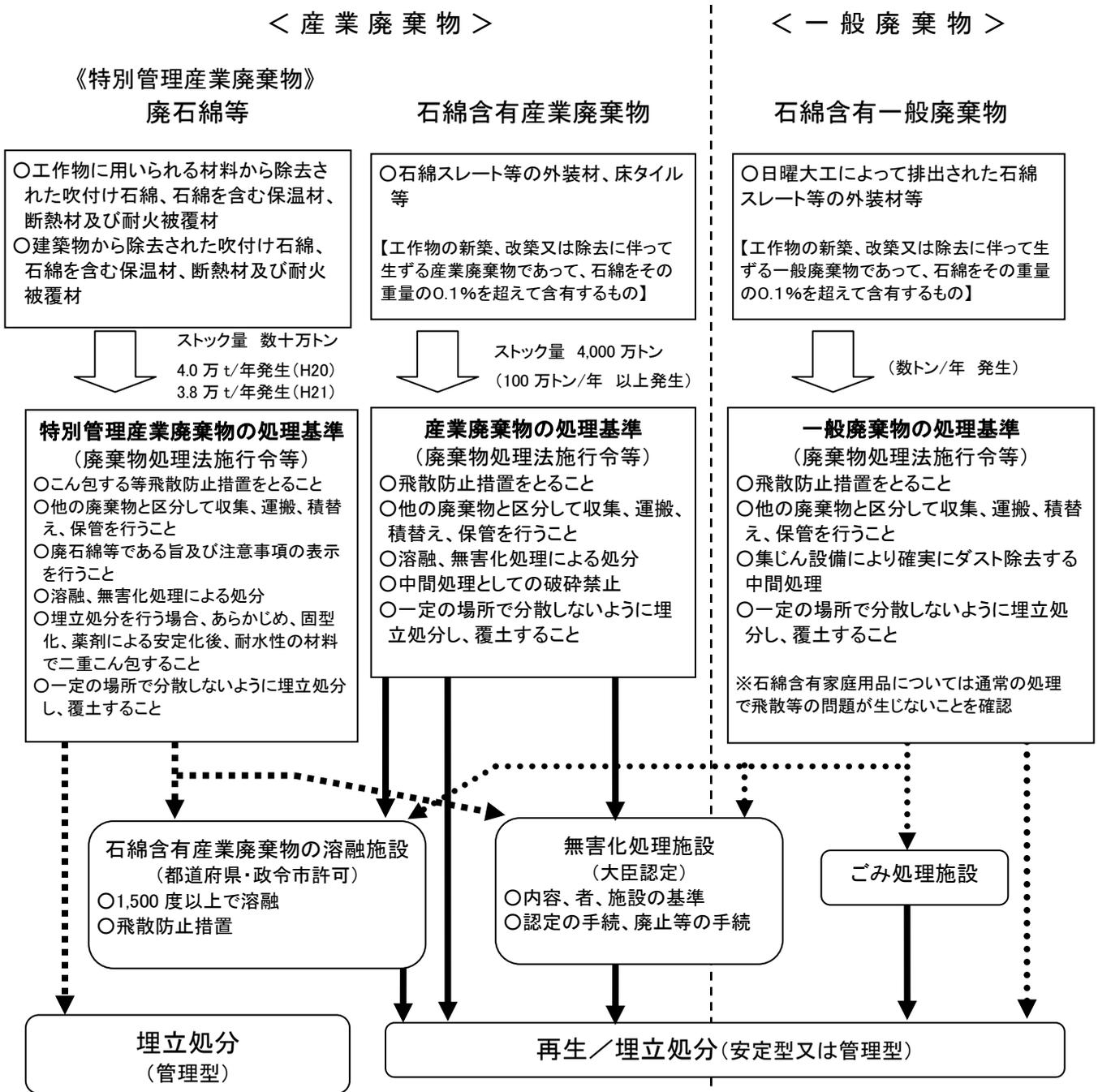


図 1-2 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー